

# 第4期 増毛町障がい福祉計画

## 増毛町障がい者計画

（計画期間：平成27年度～平成29年度）

増 毛 町

平成27年3月

# もくじ

## 第1 計画の基本的事項

|                 |   |
|-----------------|---|
| 1 計画作成の趣旨と目的    | 1 |
| 2 計画の位置付けと法的根拠  | 2 |
| 3 計画の対象範囲・区域の設定 | 4 |
| 4 計画作成体制        | 4 |
| 5 計画の基本理念       | 5 |
| 6 計画の基本目標       | 5 |
| 7 施策の体系         | 6 |

## 第2 障がい者及びサービス提供体制の現状

|                   |    |
|-------------------|----|
| 1 障がい者の現状         | 7  |
| 2 サービス提供体制の現状と評価  | 10 |
| 3 主なサービス提供基盤の整備状況 | 16 |

## 第3 障がい者計画推進のための具体的取り組み

|                 |    |
|-----------------|----|
| 1 広報・啓発活動の推進    | 17 |
| 2 福祉サービスの充実     | 17 |
| 3 人権・権利擁護の推進    | 18 |
| 4 保健・医療サービスの充実  | 18 |
| 5 障がいのある子どもへの支援 | 19 |
| 6 担い手育成と地域活動の推進 | 19 |
| 7 社会活動への参加促進    | 20 |
| 8 雇用・就労の促進      | 20 |
| 9 生活環境の整備       | 21 |
| 10 推進体制の整備      | 21 |

## 第4 福祉計画推進のための基本的事項

|                   |    |
|-------------------|----|
| 1 平成29年度に向けて目指す方向 | 22 |
| 2 福祉計画推進の基本方針     | 22 |
| 3 平成29年度の成果目標     | 24 |

## 第5 サービス量の見込と確保のための方策

|                   |    |
|-------------------|----|
| 1 サービス量の基本的な考え方   | 26 |
| 2 居住系サービスの必要見込量   | 26 |
| 3 日中活動系サービスの必要見込量 | 26 |
| 4 訪問系サービスの必要見込量   | 27 |
| 5 相談支援の必要見込量      | 27 |
| 6 障がい児通所支援の必要見込量  | 28 |
| 7 障がい児相談支援の必要見込量  | 28 |
| 8 地域生活支援事業の必要見込量  | 28 |

## 第6 計画の推進方法

|                  |    |
|------------------|----|
| 1 PDCAサイクルの導入・実施 | 31 |
|------------------|----|

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 資料 障がいのある人（児）を対象としたサービス | 32 |
| 増毛町障がい福祉計画策定委員会設置要綱     | 37 |
| 第4期増毛町障がい福祉計画策定委員・事務局   | 38 |

## 第 1 計画の基本的事項

### 1 計画作成の趣旨と目的

#### (1) 計画作成の趣旨

町では、平成12年3月にまちづくりの基本構想「増毛町総合計画」（以下「総合計画」という。）〔計画期間：平成12～21年度〕を策定、平成22年3月に新しい総合計画〔計画期間：平成22～31年度〕を策定し、障がい福祉施策についても、「ノーマライゼーション」の理念に基づき、地域生活の支援体制の充実など、各般の障がい者施策の推進を図ってきました。

国においては、平成5年に「心身障害者基本法」が「障害者基本法」に改められ、地方自治体には「障害者のための施策に関する基本的な計画」の策定の努力義務が示されました。その後、平成14年に「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念を継承し、新しい障害者基本計画が策定されました。

また、平成15年度からは「支援費制度」が導入され、障がいのある人の自己決定や選択を尊重した利用者本位のサービスが提供されることとなり、町内においてもサービス利用の促進が図られてきました。

しかし、「支援費制度」には、精神障がいのある人を対象としていないことや、支援の必要度を判定する客観的な基準がなく支給決定の過程が不透明であったこと、急増する新規利用者へのサービス提供に対応する安定的な財源が確保されていないことなどの課題があったため、これらを解決するため制度全般の見直しが必要となり、平成17年11月7日に「障害者自立支援法」が公布され、平成18年4月から制度が施行されました。

その後、平成24年6月に、国においては、障がい者制度改革推進本部等における検討をふまえて、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実など、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援し、新たな障がい保健福祉施策を講ずるため、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正となり、平成25年4月に施行し、障がいのある人の定義に「難病等」を追加するとともに、平成26年4月1からは、重度訪問介護の対象者の拡大や、ケアホームのグループホームへの一元化などが行われることとなりました。

これらを踏まえ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、必要な障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業等が計画的に提供されるよう、平成27年度から29年度までを期間とする第4期増毛町障がい福祉計画を策定します。

また、第4期「増毛町障がい福祉計画」の策定に合わせて、障害者基本法に基づいた「増毛町障がい者計画」を一体的に策定することとしました。

## (2) 計画の目的

障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようになるためには、町内の各地域において、必要とされる支援を提供することが可能となるよう、相談体制やサービスの基盤整備が必要であり、そのためには、共に生活する地域住民の理解や協力による「まちづくり」の視点が必要となります。

また、障がいのある人を主体とした支援体制づくりを進め、本人が希望する暮らしの実現や、意欲や能力（適性）に応じた地域活動が保障される社会づくりを推進していくため、「希望するすべての障がい者が地域で暮らせる社会づくり」を目指すこととしています。

この計画においては、本町における取り組むべき課題を明らかにするとともに、住民のニーズに対応した施策を計画的に推進していくために、基本的・総合的な方向を示す指針として位置づけます。

また、第1期計画及び第2期計画では、既存のサービス提供事業者の障害者自立支援法に基づく制度への対応（新体系への移行）が完了する平成23年度末に向けて数値目標を設定し、サービス見込量やその確保方策等について定め、第3期計画においては、新体系への移行が完了した環境の下で、平成26年度末に向けて数値目標を設定し、計画期間のサービス量やその確保方策等について決めました。第4期計画期間については、引き続き、様々な支援について障がいのある人を主体に取り組むことを基本に、障がい者の地域生活を支援するために、平成29年度末までの成果目標をはじめ、サービス見込量やその確保方策を定めることとします。

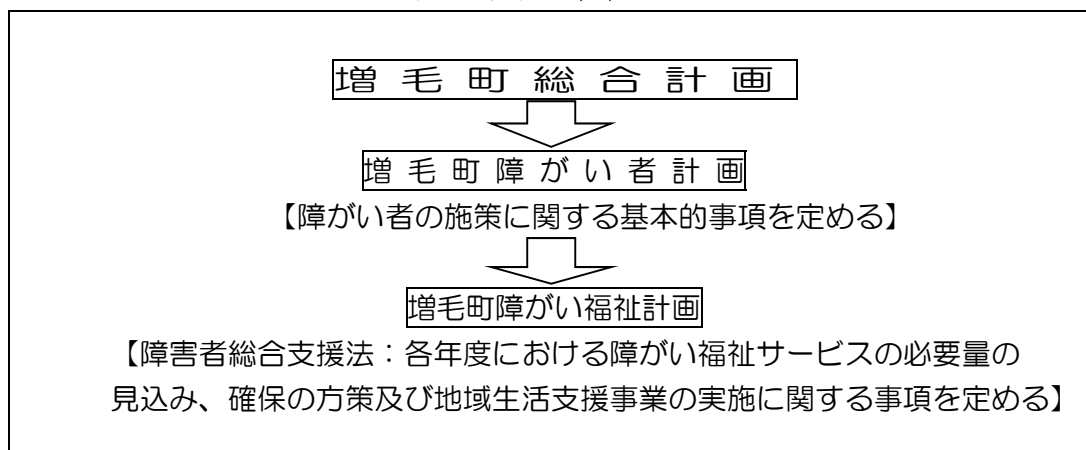
## 2 計画の位置付けと法的根拠

### (1) 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」及び障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として、増毛町総合計画との整合性を図りながら、町が作成するものです。

この計画は、障がい者対策に対し、町が取り組むべき諸施策の基本的な方向と目標を示すとともに、障がいのある人の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野での活動参加を目指して、様々な課題に対して行政を初め福祉関係団体、町民がそれぞれの立場で支援に取り組むための指針となるものです。

図1 計画の位置づけ



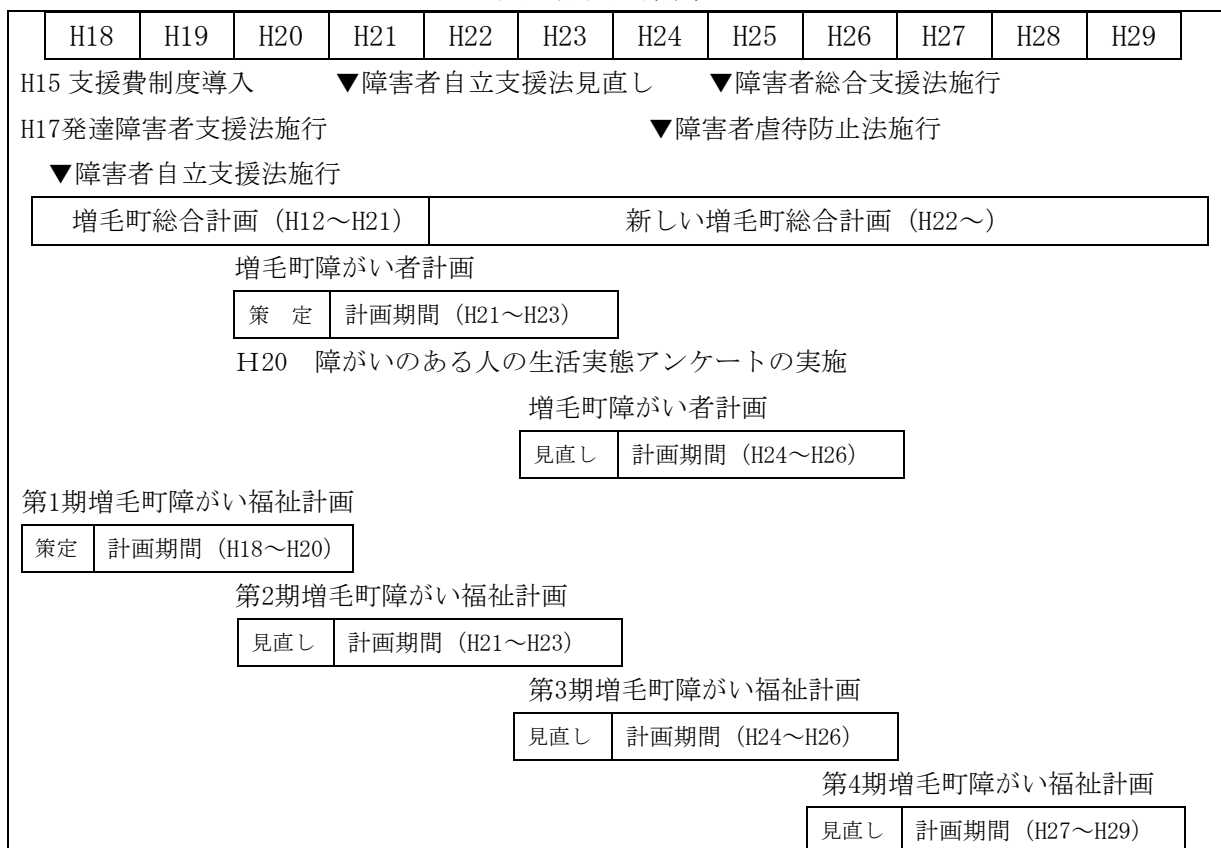
## (2) 計画の期間

障がい者計画は、平成27年3月に策定し、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

また、障がい福祉計画は、平成27年度から平成29年度までの3年間（第4期計画）とします。

なお、計画の内容は国・道の施策や社会経済情勢、地域の実情等の変化に対応し、必要に応じた見直しを図ることとします。

図2 計画の期間



## (3) 計画の法的根拠

この計画は、次の法令等を根拠、参考として作成しています。

### ○ 障害者基本法(第9条第3項（抄）)

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等をふまえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障がい者計画」という。）を策定しなければならない。

### ○ 障害者総合支援法（第88条第1項（抄））

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

### ○ 障害福祉計画関連の告示・通達

- ・「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実

施を確保するための基本的な指針」〔平成18年6月26日厚生労働省告示第395号〕（以下「基本指針」という。）

- ・「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」〔平成21年1月8日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知 障企自第0108001号〕
- ・「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に掲げる福祉施設から一般就労への移行を図るための数値目標について」〔平成18年9月29日厚生労働省職業安定局長、職業能力開発局長、社会・援護局長連名通知職高発第0929004号、能発第0929002号、社援発第0929012号〕

### 3 計画の対象範囲・区域の設定

「障害者基本法」の一部改正に伴い、新たに発達障がい対象となることが明確化され、障がいの範囲が「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁（障がいがある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。」と定められました。

この計画で障がい者（障がいのある人）とは、身体障がい、知的障がいまたは精神障がい（発達障がいを含む）がある人や、疾病などにより継続的に生活上の支障がある人をいい、障がいには、学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症、高次脳機能障がいなど、保健医療サービスや教育関係機関などと連携した対応が求められている障がいも含みます。

この計画の範囲は増毛町内としますが、サービスの種類によっては北海道が定める「区域」によるものとします。

- (1) 居住系サービス(施設入所支援)：全道域
- (2) 居住系サービス(共同生活援助、共同生活介護)及び日中活動系サービス：  
北海道障がい保健福祉圏域の21圏域(増毛町は留萌圏域)
- (3) 訪問系サービス及び相談支援：市町村圏域

### 4 計画作成体制

この計画の作成に当たっては、福祉厚生課が主体となり、福祉施策を総合的、効果的に推進するため、北海道及び近隣市町の動向をみながら、素案を作成しました。また、学識経験者や福祉関係者等で構成する、「増毛町障がい福祉計画策定委員会」を設置し、計画の内容について専門的に調査・検討を行いました。

また、平成20年度に実施した障がいのある75歳未満の人を対象とした「生活実態アンケート」を第3期計画に引き続き、参考とします。

## 5 計画の基本理念

本町では、増毛町総合計画の中で、「思いやりとやすらぎのあるまちづくり」を基本目標として各種福祉施策を推進して参りました。

障がいのある人が住み慣れた地域や家庭で生活できるような社会を築いていくという「ノーマライゼーション」の理念と、障がい者の持つ能力を最大限に発揮させ全人間的な復権を目指すという「リハビリテーション」の理念の二つの基本理念をふまえ、日常生活の質的向上や地域社会の対等な構成者として個性と人格が尊重され、自立した生活が営めるよう、福祉・保健関係機関ばかりでなく医療、教育、労働など関係する分野及び地域社会全体が協働して支え、誰もが生きがいを持って暮していけるまちづくりを推進します。

## 6 計画の基本目標

### 基本目標 1. 自分らしく暮らす

障がいのある人が、自己選択・自己決定し、可能な限り自立して、地域で暮している社会が求められています。そのためには、障がいのある人の生活状況やニーズ等を踏まえて、適切かつ総合的に支援する多様なサービス体系を構築していく必要があります。

増毛町では、障がいのある人が自立しやすい生活基盤を整備し、一人ひとりが自分らしく暮らせるまちづくりを目指します。

### 基本目標 2. 地域の中で暮らす

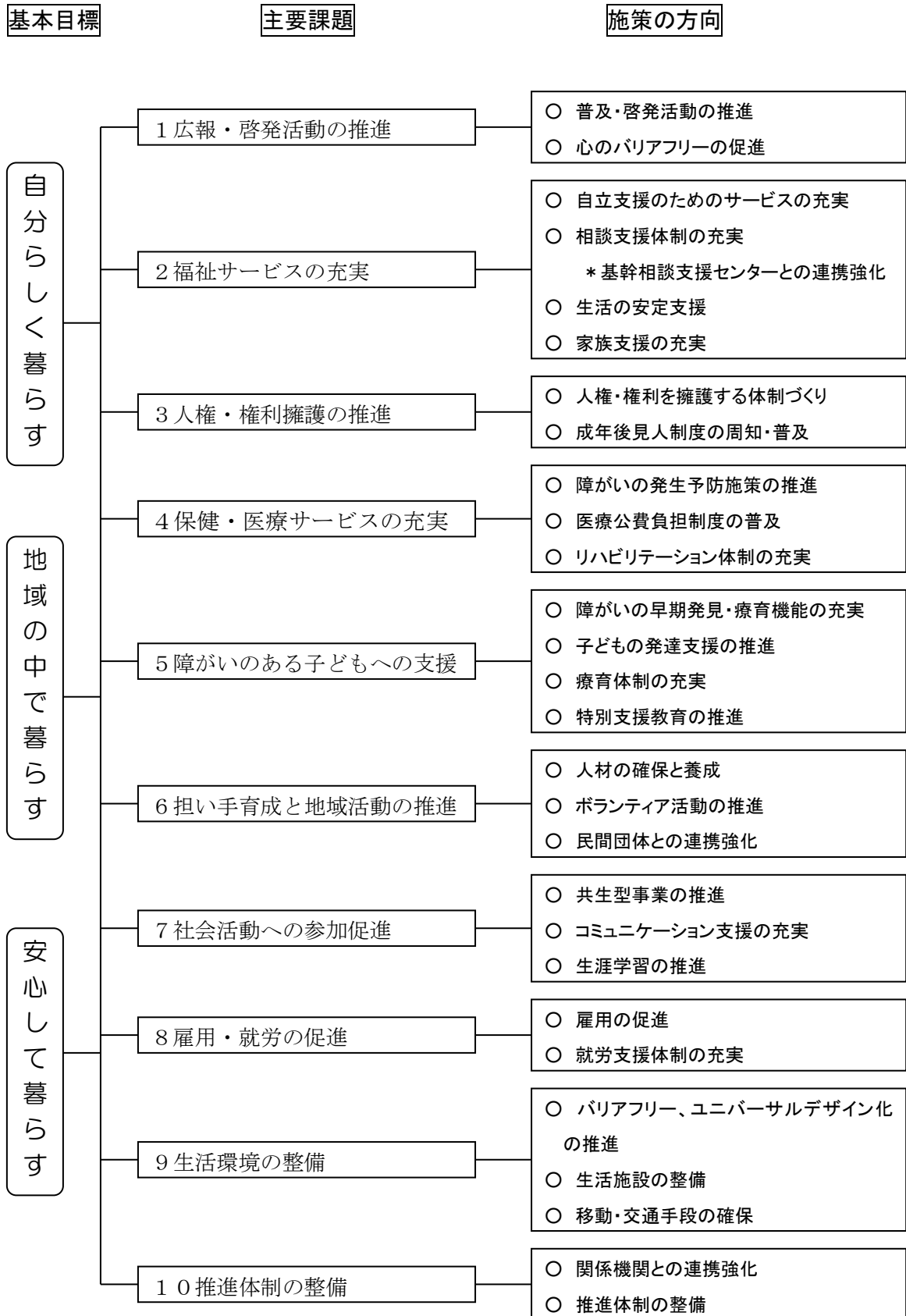
障がいのある人が、住み慣れた地域の中で可能な限り自立した生活を送ることができ社会が求められています。そのためには、障がいのある人と地域住民が交流し、相互理解を深め、お互いに支え合いながら生活する共生のまちづくりが必要です。

増毛町では、障がいのある人が、自主的・主体的に参加できる場や機会づくりを積極的に進めるとともに、ボランティアやコミュニティ活動を促進し、共生社会の実現を目指します。

### 基本目標 3. 安心して暮らす

障がいのある人が、安心して生活できる「バリアフリー社会」を実現するために、社会参加を困難にしている「建築物等の物理的バリア、人間の心理的バリア、社会制度のバリア」など、ハード・ソフト両面におけるあらゆるバリアによって地域生活が妨げられることのないよう、将来への希望と生きがいを持って暮すことができる社会を目指します。

## 7 施策の体系





## 第2 障がい者及びサービス提供体制の現状

### 1 障がい者の現状

障がいのある人の現状については、次のとおりとなっています。

増毛町の人口は、年々減少していますが、障がいのある人の割合は、高齢化等の影響により年々増加しています。

人口に占める障がい者の割合は、身体障害者手帳、療育手帳の保持者件数及び保健所で把握している精神障がいのある人の数の総体で見ると平成25年度末現在では9.87%となっており、全道の比率よりも0.76ポイント高くなっています。

表1 増毛町の年度別障がい者数の推移（総人口に占める割合）

（各年度3月31日）

| 区分          | H21年度  | H22年度  | H23年度  | H24年度  | H25年度  |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総人口         | 5,332人 | 5,209人 | 5,076人 | 5,009人 | 4,894人 |
| うち65歳以上     | 2,032人 | 2,015人 | 1,998人 | 2,002人 | 2,006人 |
| 身体障がい(人数)   | 382人   | 395人   | 407人   | 410人   | 404人   |
| (割合)        | 7.16%  | 7.58%  | 8.02%  | 8.19%  | 8.26%  |
| うち65歳以上(人数) | 217人   | 224人   | 227人   | 233人   | 238人   |
| (割合)        | 10.68% | 11.12% | 11.36% | 11.64% | 11.86% |
| 知的障がい(人数)   | 67人    | 67人    | 67人    | 68人    | 68人    |
| (割合)        | 1.26%  | 1.29%  | 1.32%  | 1.36%  | 1.39%  |
| うち65歳以上(人数) | 5      | 5      | 5      | 6      | 6      |
| (割合)        | 7.46%  | 7.46%  | 7.46%  | 8.82%  | 8.82%  |
| 精神障がい(人数)   | 10人    | 10人    | 10人    | 10人    | 10人    |
| (割合)        | 0.19%  | 0.19%  | 0.20%  | 0.20%  | 0.20%  |
| うち65歳以上(人数) | 1人     | 1人     | 1人     | 2人     | 1人     |
| (割合)        | 10%    | 10%    | 10%    | 20%    | 10%    |
| 合計(人数)      | 459人   | 472人   | 484人   | 488人   | 483人   |
| (割合)        | 8.61%  | 9.06%  | 9.54%  | 9.75%  | 9.87%  |
| うち65歳以上(人数) | 223人   | 230人   | 233人   | 241人   | 245人   |
| (割合)        | 10.97% | 11.41% | 11.66% | 12.04% | 12.21% |
| 北海道(割合)     | 8.62%  | 8.55%  | 8.82%  | 8.98%  | 9.11%  |

（町福祉厚生課調）

### (1) 身体障がい

身体障害者手帳保持者数は、平成25年度末現在で、404人となっており、平成21年度末と比較すると、5年間で22人増加し、1.06倍となっています。

表2 障がいの部位別障がい者数の推移 (各年度3月31現在)

| 障がいの部位  | H21年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 視覚      | 21人   | 22人   | 21人   | 20人   | 20人   |
| 聴覚・平衡機能 | 40人   | 41人   | 42人   | 39人   | 41人   |
| 音声・言語   | 5人    | 4人    | 4人    | 4人    | 6人    |
| 肢体不自由   | 236人  | 246人  | 255人  | 262人  | 257人  |
| 内部      | 80人   | 82人   | 85人   | 85人   | 80人   |
| 合 計     | 382人  | 395人  | 407人  | 410人  | 404人  |

(町福祉厚生課調)

### (2) 知的障がい

療育手帳の保持者数は、平成25年度末現在で68人となっており、平成21年度末と比較すると、5年間で1人増加しました。

表3 知的障がい者数の推移 (各年度3月31現在)

| 区分      | H21年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| A (重度)  | 28人   | 28人   | 28人   | 29人   | 29人   |
| B (中軽度) | 39人   | 39人   | 39人   | 39人   | 39人   |
| 合 計     | 67人   | 67人   | 67人   | 68人   | 68人   |

(町福祉厚生課調)

### (3) 精神障がい

精神障がいのある人の数は、平成25年度末現在で10人となっており、平成21年度末と比較すると、5年間で区分に変化があるものの、手帳の保有人数は変わりません。

表4 精神障がい者数の推移 (各年度3月31現在)

| 区 分 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1 級 | 0人    | 1人    | 1人    | 1人    | 1人    |
| 2 級 | 8人    | 7人    | 6人    | 6人    | 7人    |
| 3 級 | 2人    | 2人    | 3人    | 3人    | 2人    |
| 合 計 | 10人   | 10人   | 10人   | 10人   | 10人   |

※精神障害者保健福祉手帳保持者数

(町福祉厚生課調)

#### (4) 発達障がい

平成17年4月に発達障害者支援法が施行され、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの発達に障がいのある人についても、平成22年の改正で障害者自立支援法の対象として明確に規定され、さらに、平成23年8月には障害者基本法が改正され、障がい者の定義において「精神障がい（発達障がいを含む。）」と規定されました。

発達障がいは、自閉症などの障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合が多く、年齢や環境で症状が違ってくるため、診断が難しく、北海道においても発達障がいのある人の正確な人数を把握することができていない現状であります。

#### (5) 難病等

難病とは、原因不明で、治療が極めて困難かつ希少であり、後遺症を残すおそれが少なくないことや、経過も慢性にわたり、生活面に長期に支障をきたす疾病で現在130疾病を対象に国による調査研究事業が行われています。

また、130の疾病のうち、平成26年3月末現在で61疾病の医療費が公費負担助成（特定疾患医療給付）の対象となっており、北海道では、約55,000名が給付を受けています。

平成25年4月、障害者総合支援法の施行により、障がい者の定義に難病等（治療方法が確立していない疾病その他の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者）が加わり、難病等である方も障害福祉サービス等を利用できるようになりました。

また、対象となる疾病については、平成27年1月から151疾病に拡大され、今後とも追加が予定されています。

#### (6) 高次脳機能障がい

高次脳機能障がいとは、脳卒中などの病気や交通事故、頭部への怪我などにより、脳を損傷した後遺症としてみられる障がいです。脳損傷による認知機能障がいを主な症状として、日常生活や社会生活に制約が出ている障がいをさします。高次脳機能障がいは、身体障がいがみられず、外見上は障がいが目立たないことから「見えにくい障がい」といわれます。

平成23年3月には、精神障害者保健福祉手帳の診断書様式が改正され、主たる精神障がいに「高次脳機能障がい」明記することが可能になりました。また、手帳の所持にかかわらず、障害者総合支援法に基づく給付の対象になることが可能であります。しかし、高次脳機能障がいに関する十分な理解が得られていない実態があり、北海道においても正確な人数を把握できていないのが現状です。

## 2 サービス提供体制の現状と評価

### (1) 増毛町における障がい福祉サービスの利用状況

障がい福祉サービス（サービス概要は32～33ページに掲載）の利用状況は次のとおりとなっています。

本町には、居宅サービス事業者が1箇所しかなく、障がい者入所・通所支援施設、就労支援事業所がありません。したがって、留萌市内のサービス事業所や管内・管外の施設・事業所を利用しております。財政状況が厳しいため、施設整備の計画はなく、引き続き町外の施設を利用することとなります。

#### ①居住系サービス

居住系サービスの利用状況をみると、共同生活援助（グループホーム）等は計画どおり横ばいですが、施設入所支援は、入所者の高齢化の影響により、地域生活への移行が進まず計画値を上回っています。

表5 居住系サービスの利用状況

| サービス種類        | 単位  | H24年度 |    |       | H25年度 |    |       | H26年度 |    |       |
|---------------|-----|-------|----|-------|-------|----|-------|-------|----|-------|
| 共同生活援助・共同生活介護 | 人/月 | 10    | 10 | 100.0 | 10    | 10 | 100.0 | 10    | 10 | 100.0 |
| 施設入所支援        | 人/月 | 9     | 14 | 155.6 | 9     | 14 | 155.6 | 9     | 13 | 155.6 |

(左から 計画・実績・達成率% 26年度は見込み)

#### ②日中活動系サービス

日中活動系サービスの利用状況をみると、生活介護と就労継続支援（B型）が計画値を上回っています。生活介護は、施設入所者の高齢化の影響により、就労訓練から創作的・生産活動への移行利用が増えたことが要因となっています。

また、就労継続支援（B型）は、新規利用が年々増加していることが要因となっています。

表6 日中活動系サービスの利用状況

| サービス種類     | 単位   | H24年度 |     |       | H25年度 |     |       | H26年度 |     |       |
|------------|------|-------|-----|-------|-------|-----|-------|-------|-----|-------|
| 生活介護       | 人日/月 | 299   | 325 | 108.7 | 299   | 360 | 120.4 | 299   | 341 | 114.0 |
| 自立訓練（機能訓練） | 人日/月 | 0     | 0   | -     | 0     | 0   | -     | 0     | 0   | -     |
| 自立訓練（生活訓練） | 人日/月 | 23    | 20  | 87.0  | 23    | 19  | 82.6  | 23    | 0   | 0     |
| 就労移行支援     | 人日/月 | 115   | 0   | 0     | 115   | 20  | 17.4  | 115   | 34  | 29.6  |
| 就労継続支援（A型） | 人日/月 | 0     | 0   | -     | 0     | 0   | -     | 0     | 0   | -     |
| 就労継続支援（B型） | 人日/月 | 161   | 210 | 130.4 | 161   | 215 | 133.5 | 161   | 255 | 158.4 |
| 療養介護       | 人/月  | 2     | 2   | 100.0 | 2     | 2   | 100.0 | 2     | 2   | 100.0 |
| 短期入所       | 人日/月 | 0     | 0   | -     | 0     | 0   | -     | 0     | 0   | -     |

(左から 計画・実績・達成率% 26年度は見込み)

### ③訪問系サービス

訪問系サービスの利用状況をみると、居宅介護が計画値を下回っています。

また、同行援護では計画値に対して利用実績がありません。これは利用者が他制度でのサービスで補えることとなったことが要因となっています。

表7 訪問系サービスの利用状況

| サービス種類     | 単位   | H24年度 |    |      | H25年度 |    |      | H26年度 |    |       |
|------------|------|-------|----|------|-------|----|------|-------|----|-------|
| 居宅介護       | 時間/月 | 109   | 73 | 70.0 | 109   | 90 | 82.6 | 109   | 38 | 34.9  |
| 重度訪問介護     | 時間/月 | 0     | 0  | -    | 0     | 0  | -    | 0     | 0  | -     |
| 行動援護       | 時間/月 | 1     | 0  | 0    | 1     | 0  | 0    | 1     | 4  | 400.0 |
| 重度障害者等包括支援 | 時間/月 | 0     | 0  | -    | 0     | 0  | -    | 0     | 0  | -     |
| 同行援護       | 時間/月 | 24    | 0  | 0    | 24    | 0  | 0    | 24    | 0  | 0     |

(左から 計画・実績・達成率% 26年度は見込み)

### ④相談支援

相談支援の利用状況をみると、計画相談支援では計画値を大きく上回っています。平成24年4月、障害者自立支援法の法改正により、障害福祉サービス等を利用するにあたり、すべての利用者（児）に対して、「サービス等利用計画」の作成・提出が必要になったことが要因となっています。

主に留萌市内の2箇所の相談支援事業所を利用しています。

表8 相談支援の利用状況

| サービス体系 | 単位  | H24年度 |   |       | H25年度 |   |       | H26年度 |    |        |
|--------|-----|-------|---|-------|-------|---|-------|-------|----|--------|
| 計画相談支援 | 人/月 | 1     | 2 | 200.0 | 3     | 9 | 300.0 | 3     | 38 | 1266.7 |
| 地域移行支援 | 人/月 | 0     | 0 | -     | 0     | 0 | -     | 0     | 0  | -      |
| 地域定着支援 | 人/月 | 0     | 0 | -     | 0     | 0 | -     | 0     | 0  | -      |

(左から 計画・実績・達成率% 26年度は見込み)

### ⑤障がい福祉サービス費等の給付費の状況

障がい福祉サービス等の給付費については、年々増加してきており、平成24年度決算で99,210千円であったのに対して、平成26年度見込みでは106,650千円と7.5%増加しています。

| 区 分       | 単位 | H24年度決算 | H25年度決算 | H26年度見込 |
|-----------|----|---------|---------|---------|
| 居住系サービス   | 千円 | 33,073  | 33,766  | 33,576  |
| 日中活動系サービス | 千円 | 62,358  | 65,385  | 69,076  |
| 訪問系サービス   | 千円 | 3,712   | 2,558   | 2,722   |
| 相談支援      | 千円 | 67      | 476     | 1,276   |
| 合 計       | 千円 | 99,210  | 102,185 | 106,650 |

(各年度末決算額、26年度は見込：町福祉厚生課調)

## (2) 増毛町における地域生活支援事業の利用状況

地域生活支援事業（事業概要は34～35ページに掲載）の利用状況は次のとおりとなっています。

表9 地域生活支援事業の利用状況

## ①相談支援事業

相談支援事業の状況としては、留萌管内8市町村で留萌市内にあるNPO法人ウェルアナザーデザインに平成25年4月から基幹相談支援センター業務を委託しています。また、平成26年度から留萌南部自立支援協議会の事務局も委託しています。

| 事業名        | 単位 | H24年度 |   |     | H25年度 |   |     | H26年度 |   |     |
|------------|----|-------|---|-----|-------|---|-----|-------|---|-----|
| 障がい者相談支援事業 | 箇所 | 1     | 1 | 100 | 1     | 1 | 100 | 1     | 1 | 100 |
| 自立支援協議会    | 箇所 | 1     | 1 | 100 | 1     | 1 | 100 | 1     | 1 | 100 |

(左から 計画・実績・達成率% 26年度は見込み)

## ②理解促進研修・啓発事業

平成25年度より地域生活支援事業における市町村の必須事業として位置づけられましたが、本町においては実施ありませんでした。

| 事業名         | 単位    | H24年度 |   |   | H25年度 |   |   | H26年度 |   |   |
|-------------|-------|-------|---|---|-------|---|---|-------|---|---|
| 理解促進研修・啓発事業 | 実施の有無 | -     | - | - | -     | 無 | - | -     | 無 | - |

(左から 計画・実績・達成率% 26年度は見込み)

※第3期計画では計画値を設定していません。

## ③自発的活動支援事業

平成25年度より地域生活支援事業における市町村の必須事業として位置づけられましたが、本町においては実施ありませんでした。

| 事業名       | 単位    | H24年度 |   |   | H25年度 |   |   | H26年度 |   |   |
|-----------|-------|-------|---|---|-------|---|---|-------|---|---|
| 自発的活動支援事業 | 実施の有無 | -     | - | - | -     | 無 | - | -     | 無 | - |

(左から 計画・実績・達成率% 26年度は見込み)

※第3期計画では計画値を設定していません。

## ④成年後見制度利用促進事業

成年後見制度利用促進事業は、利用ニーズもなく、実施ありませんでした。

また、成年後見制度法人後見支援事業は、平成25年度より地域生活支援事業における市町村の必須事業として位置づけられましたが、本町においては実施ありませんでした。

| 事業名            | 単位    | H24年度 |   |   | H25年度 |   |   | H26年度 |   |   |
|----------------|-------|-------|---|---|-------|---|---|-------|---|---|
| 成年後見制度利用支援事業   | 人/年   | 0     | 0 | - | 0     | 0 | - | 0     | 0 | - |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 実施の有無 | -     | - | - | -     | 無 | - | -     | 無 | - |

(左から 計画・実績・達成率% 26年度は見込み)

※第3期計画では成年後見制度法人後見支援事業の計画値を設定していません。

## ⑤意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、利用ニーズもなく、手話通訳者等が本町にいないため、実施ありませんでしたが、北海道ろうあ連盟から手話通訳者等の広域派遣できる体制にしています。

手話奉仕員養成研修事業は、平成25年度より地域生活支援事業における市町村の必須事業として位置づけられましたが、本町においては実施ありませんでした。

| 事業名             | 単位  | H24年度 |   |   | H25年度 |   |   | H26年度 |   |   |
|-----------------|-----|-------|---|---|-------|---|---|-------|---|---|
| 手話通訳・要約筆記者等設置人数 | 人/年 | 0     | 0 | - | 0     | 0 | - | 0     | 0 | - |
| 手話・要約筆記実利用者数    | 人/年 | 0     | 0 | - | 0     | 0 | - | 0     | 0 | - |
| 手話奉仕員養成研修事業     | 人/年 | -     | - | - | -     | 0 | - | -     | 0 | - |

(左から 計画・実績・達成率% 26年度は見込み)

※第3期計画では手話奉仕員養成研修事業の計画値を設定していません。

## ⑥日常生活用具給付事業

日常生活用具給付事業をみると、排泄管理支援用具が増加しています。内部機能障がいの方の状況から、今後も増加傾向にあると考えられます。

| 事業名              | 単位   | H24年度 |    |       | H25年度 |     |       | H26年度 |     |       |
|------------------|------|-------|----|-------|-------|-----|-------|-------|-----|-------|
| 介護・訓練支援用具        | 件数/年 | 1     | 0  | 0     | 1     | 0   | 0     | 1     | 0   | 0     |
| 自立生活支援用具         | 件数/年 | -     | 0  | -     | -     | 0   | -     | -     | 0   | -     |
| 在宅療養等支援用具        | 件数/年 | 4     | 2  | 50.0  | 4     | 4   | 100   | 4     | 4   | 100   |
| 情報・意思疎通支援用具      | 件数/年 | 0     | 0  | -     | 0     | 2   | -     | 0     | 2   | -     |
| 排泄管理支援用具         | 件数/年 | 84    | 92 | 109.5 | 84    | 180 | 214.3 | 84    | 180 | 214.3 |
| 居宅生活動作補助用具(住宅改修) | 件数/年 | 0     | 0  | 0     | 0     | 0   | -     | 0     | 0   | -     |

(左から 計画・実績・達成率% 26年度は見込み)

## ⑦移動支援事業

移動支援事業をみると、利用者数・利用時間数ともに減少傾向にありますが、利用者ニーズが居宅介護（通院等介助）で満たされているとも考えられます。

| 事業名    | 単位   | H24年度 |     |      | H25年度 |     |      | H26年度 |     |      |
|--------|------|-------|-----|------|-------|-----|------|-------|-----|------|
| 移動支援事業 | 箇所/年 | 3     | 3   | 100  | 3     | 3   | 100  | 3     | 3   | 100  |
|        | 人数/年 | 9     | 7   | 77.8 | 9     | 3   | 33.3 | 9     | 4   | 44.4 |
|        | 時間/年 | 400   | 179 | 44.8 | 400   | 150 | 37.5 | 400   | 120 | 30.0 |

(左から 計画・実績・達成率% 26年度は見込み)

## ⑧地域活動支援センター事業

地域活動支援センターは、運営している事業所がなく、計画・実績ありません。

| 事業名       | 単位   | H24年度 |   |   | H25年度 |   |   | H26年度 |   |   |
|-----------|------|-------|---|---|-------|---|---|-------|---|---|
| 基礎的事業（町内） | 箇所/年 | 0     | 0 | - | 0     | 0 | - | 0     | 0 | - |
|           | 人数/年 | 0     | 0 | - | 0     | 0 | - | 0     | 0 | - |

(左から 計画・実績・達成率% 26年度は見込み)

## ⑨その他の事業

日中一時支援事業は、利用ニーズもなく、実施ありませんでした。

また、町単独事業として、精神障がい者の作業所等に通所の際の交通費を給付する、その他社会参加促進事業を実施していますが、現在3事業所に給付しています。

| 事業名         | 単位   | H24年度 |   |     | H25年度 |   |     | H26年度 |   |     |
|-------------|------|-------|---|-----|-------|---|-----|-------|---|-----|
| 日中一時支援事業    | 件数/年 | 0     | 0 | -   | 0     | 0 | -   | 0     | 0 | -   |
| その他社会参加促進事業 | 件数/年 | 2     | 2 | 100 | 2     | 2 | 100 | 2     | 3 | 100 |

(左から 計画・実績・達成率% 26年度は見込み)

### (3) 増毛町における児童福祉法に基づく障がい児通所支援等の利用状況

児童福祉法の改正により、平成24年度から障害者自立支援法に規定されていた障がいのある児童を対象とした「児童デイサービス」が、児童福祉法において、「放課後等デイサービス」及び「児童発達支援」として規定されるとともに、肢体不自由児を対象に必要な治療を行う「医療型児童発達支援」や集団生活への適応のための専門的な支援を行う「保育所等訪問支援」が新設されました。

また、上記サービスを継続的かつ計画的に利用するために、障がい児支援利用計画の作成・提出を行う「障がい児相談支援」についても児童福祉法に規定されました。

障がい児通所支援等（事業概要は36ページに掲載）の利用状況は、次のとおりとなっています。

#### ①障がい児通所支援

障がい児通所支援は、留萌南部3市町で共同設置された留萌市内にある留萌市幼児療育通園センターに通所し利用しています。

各年度の利用人数（支給決定児童数）をみると、利用児童世帯の町外転出などにより多少の増減ありますが、ほぼ横ばいとなっています。

表10 障がい児通所支援の利用状況

| サービス種類     | 単位  | H24年度 |    |   | H25年度 |    |   | H26年度 |    |   |
|------------|-----|-------|----|---|-------|----|---|-------|----|---|
| 児童発達支援     | 人/月 | -     | 3  | - | -     | 4  | - | -     | 2  | - |
| 放課後等デイサービス | 人/月 | -     | 13 | - | -     | 13 | - | -     | 10 | - |
| 医療型児童発達支援  | 人/月 | -     | 0  | - | -     | 0  | - | -     | 0  | - |
| 保育所等訪問支援   | 人/月 | -     | 0  | - | -     | 0  | - | -     | 0  | - |

(左から 計画・実績・達成率% 26年度は見込み)

※第3期計画では計画値を設定していません。

#### ②障がい児相談支援

障がい児相談支援は、留萌市内の2箇所の事業所を利用しています。段階的に作成を促し、平成26年度では、利用児童（支給決定児童）の全員が「障がい児相談支援利用計画」を作成・提出済みとなっています。

表11 障がい児相談支援の利用状況

| サービス種類   | 単位  | H24年度 |   |   | H25年度 |   |   | H26年度 |    |   |
|----------|-----|-------|---|---|-------|---|---|-------|----|---|
| 障がい児相談支援 | 人/月 | -     | 0 | - | -     | 6 | - | -     | 12 | - |

(左から 計画・実績・達成率% 26年度は見込み)

※第3期計画では計画値を設定していません。



#### (4) 地域生活移行の状況

道がまとめた平成17年10月1日から平成26年3月31日までの地域生活移行者は、2,840人となっています。地域生活移行先としてはグループホーム・ケアホームが最も多く2,005人(70.6%)となっています。

なお、増毛町においては、平成15年度から平成26年度までに入所施設からケアホームやグループホームに移行した方が8名います。

#### (5) 入所施設の状況

北海道における入所施設は、平成17年10月1日現在、206施設・定員12,312人であったのに対し、平成26年10月1日現在では、施設数は4施設減の202施設で、定員は1,469人減の10,843人になっています。

国が実施した平成16年10月分の「障害福祉サービス利用の実態把握調査」では、道内の入所施設利用者数は人口10万人当たり219人で、全国平均の人口10万人当たり111人の約2倍となっています。

また、道内の入所施設資源は地域的に偏在しており、サービスを必要とする利用者が暮らす地域とは格差が生じています。

より身近な地域において必要なサービスが受けられるよう、サービス資源の地域間格差の縮小が必要となります。

#### (6) 居住支援の状況

グループホーム(共同生活援助)とケアホーム(共同生活介護)は、障害者自立支援法施行、指定基準の規制の緩和が図られたことなどにより、平成18年4月現在、635カ所・定員2,960人が、平成26年4月現在では、433カ所・定員9,579人と定員数では3.2倍と大幅な伸びとなっています。

なお、平成26年4月からケアホームはグループホームに一元化されています。

#### (7) 工賃(賃金)の状況

北海道では、平成20年3月に「福祉的就労の底上げ」を目指し、工賃向上に向けた道の5年の目標と具体的な取組等を定めた「北海道働く障がい者応援プラン」を策定しました。

一般就労が困難な障がい者の福祉的就労における工賃は、平成25年度の月額一人当たり平均が26,101円となっております。障がいのある人が生きがいを持ち安心して地域で暮らせるようになるためには、引き続き、工賃(賃金)向上に向けた取組が必要であります。

※ 工賃とは、生産活動に係る事業の収入から生産活動に必要な経費を控除した額を施設や事業所等が利用者に支払う金額のこと。

#### (8) 一般就労支援への移行状況

平成25年度における道内の福祉施設から一般就労への移行者数は860人となっており、平成17年度実績105人と比較して、8.2倍の増加となっていますが、平成25年度平均の道内有効求人倍率は0.74倍で、全国平均の0.87倍を下回っており、障がいのある人の雇用情勢は大変厳しい状況にあります。

障がいのある人の一般就労への移行を促進するため、企業等と連携した就労支援の充実・強化をさらに図っていく必要があります。

### (9) 特別支援学校卒業生の進路状況

道内の特別支援学校の平成26年3月高等部卒業者1,047人の内、就職は238人で全体の22.7%、福祉施設利用者は739人で全体の70.6%となっています。

特別支援学校を卒業後に、身近な地域生活することができるよう、在学中の就職支援の強化や地域のサービス基盤を整備していく必要があります。

### (10) 在院患者調査の状況

道が実施した平成17年6月30日時点の「北海道在院患者調査」では、精神科の病院に長期入院されている道内患者のうち、受入条件が整えば退院が可能な方は、道内で1,718 人となっています。

平成23年6月30日時点の調査による退院者の累計数は1,324人となっています。

こうした精神障がいのある方が地域で生活できるよう、住まいの確保など地域における受入条件を整える必要があります。

## 3 主なサービス提供基盤の整備状況

### (1) 基盤整備の状況

先ほども述べましたが、町内には、居宅サービス事業者が1箇所しかなく、障がい者入所・通所等支援施設や就労支援事業所がありません。また、地域生活支援事業については、移動支援や日常生活用具給付は直接町で行っておりますが、地域活動支援センターについては、留萌市にあるNPO法人に委託していましたが、平成20年度からは人材の確保ができないため休止の状態となっています。

### (2) 人材養成の状況

町では、障がいのある方の地域生活支援等の多様な相談に総合的・継続的に対応するため、北海道が行う相談支援従事者研修に町保健師が計画的に受講し修了しています。

また、道立心身障害者総合相談所が行う障がい者相談業務担当研修にも毎年1名の担当職員が受講しています。

## 第3 障がい者計画推進のための具体的取組み

### 1 広報・啓発活動の推進

障がいの有無にかかわらず、町民がお互いに理解し支え合う社会を実現するため、ノーマライゼーションの普及を図るとともに、障がい及び障がい者に対する町民の理解を深めるため、広報・啓発活動を進めます。

#### (1) 広報活動の充実

障がいのある人を取り巻く状況や、障がい者対策の基本的な考え方を広く町民に普及啓発するため、広報紙や各種媒体を通じた広報活動を進めるとともに、行事やイベントを通じて啓発活動を行います。

#### (2) 心のバリアフリーの促進

障がいに対する正しい知識を深める機会の充実と交流機会の拡充に努めます。

### 2 福祉サービスの充実

障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、障害者総合支援法に基づくサービス基盤の充実を図るとともに、相談及び支援体制の充実を目指します。

#### (1) 自立支援のためのサービスの充実

障がいのある人や支援する人に、各種サービスメニューなどの情報を提供します。

町内において提供できる、日中活動系サービス、訪問系サービス、地域生活支援事業など、障がいのある人の状態やニーズに応じた適切な支援が効果的に行われるサービスの提供体制を構築します。

障がいのある人が日常生活の便宜を図るため、補装具や日常生活用具等の福祉機器給付サービスの適切な運用を図ります。

#### (2) 相談支援体制の充実

基幹相談支援センターうえるデザインとの連携を強化し、ワンストップの相談体制をつくり相談支援や一貫したケアマネジメントができるよう地域関係機関の連携を図ります。

留萌南部自立支援協議会の活動の推進を図り、地域での課題を共有し、改善に向けた体制づくりに努めます。

#### (3) 生活の安定支援

障がいのある人の生活安定を図るため、年金、手当の支給、医療費等の助成、「生活福祉資金」の貸し付けなど各制度が円滑に利用できるよう周知に努めます。

#### (4) 家族支援の充実

障がいのある人を介護している家族の就労支援や一時的な休息及び急用の対応などに対応するためのサービスを充実します。

### 3 人権・権利擁護の推進

障害者基本法の基本理念にあるように、障がいのある人に対する差別や権利利益の侵害がない地域社会を作るため、障がいのある人の人権と尊厳が補償され、心豊かに生活できる社会づくりを進めます。

#### (1) 人権・権利を擁護する体制づくり

障がいのある人の中で、判断能力が十分でない人に対して、サービスの適切な選択・利用、日常的な金銭管理等を支援するために、関係機関と連携して「権利擁護事業」の普及啓発と利用促進を図ります。

障がいのある人の権利擁護を推進するため及び町民に対して権利擁護に対する理解を深めてもらうための周知・啓発の機会を作ります。

平成24年10月に施行された「障害者虐待防止法」に基づき設置された「町障がい者虐待防止センター」の機能を促進し、障がい者への虐待を防止するための体制整備と普及・啓発を図ります。

#### (2) 成年後見制度の周知・普及

障がいのある人の人権や権利を擁護する「成年後見制度」を実施し、制度の周知普及を図ります。

### 4 保健・医療サービスの充実

障がいの早期発見、早期治療は障がいの重度化を防ぐために必要であり、各種健康診断の充実を図るとともに、適正な医療、リハビリテーションの充実を図ります。

#### (1) 障がいの発生予防施策の推進

後天性障がいの一因となる生活習慣病の予防等、健康づくりに対する意識啓発を図り、基本健康診査をはじめとした各種健診の受診を促進します。

こころの悩みを持つ人が気軽に相談できるよう、こころの健康相談の充実を図り、こころの健康の保持増進に努めます。

#### (2) 医療公費負担制度の普及

自立支援医療（育成医療、更生医療、精神障がい者に対する通院医療）及び重度心身障がい者医療などの公費負担制度の普及に努めます。

#### (3) リハビリテーション体制の充実

障がいのある人が、医療を終えてから社会復帰を円滑に進めるために、医療機関と連携を図り適切な対応に努めます。

また、医療機関退院後も引き続き維持的リハビリテーションに取り組めるよう、社会復帰のためのサービス提供を促進します。そのために、保健所、医療機関、サービス事業所などと連携を図ります。

## 5 障がいのある子どもへの支援

障がいのある子どもは日常生活や社会生活の面で様々な制限を受け、成長や発達が阻害されやすい傾向にあります。障がいのある子どもが自らの可能性を生かし、持つ力を十分に発揮するために、早期の相談・指導を行ない、一人ひとりの障がいに応じた療育を行えるよう、乳幼児期から学校卒業までの一貫した療育・教育環境を支援に努めます。

### (1) 障がいの早期発見・早期療育の推進

障がいの早期発見・早期療育につながるよう、乳幼児健診や相談事業及び戸別訪問等の母子保健施策の充実を図ります。

### (2) 子どもの発達支援の推進

留萌南部地域幼児療育推進協議会等を活用し、関係機関とのネットワークを構築して地域における専門的な支援の確保を図ります。

発達障がいのある子どもへの正しい理解を図るための啓発活動を推進します。

幼児期、就学期、卒業時において継続した支援ができるよう関係機関の早期からの連携に努めます。

### (3) 療育体制の充実

発達の遅れや障がいのある子どもに対し、一人ひとりの特性と保護者の意向に応じた療育を受けることができるよう乳幼児健診と連動した体制整備を図ります。

身近な地域の支援拠点として「留萌市幼児療育通園センター」を活用し、発達障がいのある子どもや家族への支援を進めます。

### (4) 特別支援教育の推進

従来の特殊教育の対象となっていた子どもだけでなく、LD・ADHD・高機能自閉症などを含め、教育・福祉・医療等の連携を図り、本人及び保護者の意向や障がいの状況を踏まえ、適切な教育の場を選択できるよう指導に努めます。

障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握して、適切な教育や指導が行なわれるよう体制の充実に努めます。

また、学校施設を障がいのある子どもに配慮したバリアフリー化に努めます。

## 6 担い手育成と地域活動の推進

障がいのある人が地域で充実生活を持てるために、障がいのある人の活動を支える人材の確保とボランティア活動の推進を図り、町民誰もが気軽に参加できる「手助け」の輪を広げていく取り組みを推進します。

### (1) 人材の確保と養成

社会福祉協議会をはじめとした関係機関と連携して、障がいのある人の地域生活を支えるボランティアの養成を促進します。

地域の福祉活動の推進に重要な役目を担っている民生委員・児童委員等の研修の充実に努めます。

障がいのある人の聞き取り調査に当たる認定調査員、障がいのある人のサービス利用計画書の作成を支援する相談支援専門員の養成を図ります。

## （２）ボランティア活動の推進

社会福祉協議会・ボランティアセンター及び「ゆうゆうマーシー」の活動を促進するとともに、町民誰もがボランティア活動に参加できるよう、広報紙などで情報の提供に努めます。

手助けを必要としている人にボランティア活動が効果的につながるよう、また、多様なニーズに対応できるよう既存の団体と連携を図ります。

## （３）民間団体との連携強化

福祉活動を行なっている団体・グループとの連携を強化するとともに、文化・スポーツ団体及び農協・漁協・商工会など産業関係団体とも連携を図り、障がい者の地域活動を推進します。

# 7 社会活動への参加促進

障がいのある人もない人も、ともに支え合いながら地域で生活するためには、お互いの理解が必要です。そのために地域の行事、各種教室や文化活動、スポーツ活動を通してお互いに交流する機会を設けていくよう働きかけます。

## （１）共生型事業の推進

基盤整備、相談支援、日中活動の場、住まいの場、就労などあらゆる場面において、障がい者施策と高齢者施策などを一体に実施する共催型事業を推進します。その際に地域の特質を生かし、先進的事業交付金を活用出来る取り組みを検討します。

障がいのある人が、自ら進んで、地域社会の一員として地域の事業に参加できるよう支援と啓発を行います。

## （２）コミュニケーション支援の充実

障がいのある人のコミュニケーションを確保するために、広域的な手話通訳者の派遣等について北海道ろうあ者連盟等に委託し支援を行います。

## （３）生涯学習の推進

障がいのある人が気軽に学習活動、文化活動、スポーツ・レクリエーション活動に参加できる機会の提供を図ります。

公共施設や、会場での配慮など学習に参加しやすい環境作りに努めます。

# 8 雇用・就労の促進

障がいのある人は、その障がいのため就職したくてもなかなか職に就けない厳しい状況にあり、地域事業者には障がいのある人の雇用を期待するだけでは就労の促進は図れません。障がい者の雇用の拡大に向けて、関係機関と連携をとり具体的な方策を示すことが必要です。

障がいの種類や程度によっては、一般の企業に就労することが難しい人も多く、こうした人達のために、福祉的就労の場を確保することも必要です。

## （１）雇用の促進

障がいのある人の雇用を促進するために、公共職業安定所などと連携し雇用の促進を図ります。また、事業主に対して、障がいのある人の雇用に向けた啓発活動を行います。

## （２）就労支援体制の充実

一般就労が困難な障がいのある人に対しては、町内に福祉的就労施設がないので留萌市内の施設・事業所などと連携を取り支援を行います。

## ９ 生活環境の整備

障がいのある人が地域の中で充実した生活するために、公共施設や道路におけるバリアフリー化を進めるとともに、障がい者が地域において活動できるよう移動の確保を図る必要があります。

障がいのある人が地域の中で安全・安心に生活することができるよう防災対策の充実も求められています。

### （１）バリアフリー、ユニバーサルデザイン化の推進

障がいのある人ばかりでなく、すべての人が利用しやすい施設や安全な環境を作るために、町内におけるバリアの現状を把握し、障がいのある人のニーズを取り入れた施設及び道路の整備に努めます。また、ハード面でのバリアフリー化が困難な場合においても、障がいのある人に配慮したソフト面での取り組みを進めます。

### （２）生活設備の整備

障がいのある人のニーズを踏まえて、町営住宅をはじめ住まいの場の整備への支援を行います。

障がいにあった居住環境を実現するため、日常生活用具の利用を促進します。

### （３）移動・交通手段の確保

障がいのある人が、公共交通機関を利用しやすくするために関係機関に働きかけを行います。公共交通機関を利用できない人に対しては、移動支援の充実を図るとともに、身体障害者福祉協会が行なうハイヤー料金助成事業を支援します。また、町有車両による通院支援や行事への送迎などを行います。

### （４）防災対策の充実

障がいのある人が安心して暮らせる社会を実現するために、関係団体、住民等の連携による支援体制を確立するとともに、災害時要援護者名簿を作成し支援のネットワークづくりを進めます。また、防災意識の普及など町民の意識高揚を図ります。

## １０ 推進体制の整備

この計画を効果的に推進するために、国及び道の他、関係機関や各種団体・事業者などと連携を図っていきます。

また、障がいのある人に配慮したまちづくりを進めることはすべての人が住みやすいまちを作ることにつながるので、役場のすべての部署が連携した体制づくりを進めます。

### （１）関係機関との連携強化

障がい者に関係する機関や団体と連携を深め、障がいのある人のニーズを反映した施策の実現を図っていきます。

### （２）推進体制の整備

平成１６年度から２０年度まで北海道のモデルプランとして進めてきた「高齢者が住みやすいまちづくり構想 モデルプラン」を推進してきた組織を生かした、役場内・町内の関係団体・北海道による共生型まちづくり体制の構築を目指します。

## 第4 福祉計画推進のための基本的事項

### 1 平成29年度に向けて目指す方向

#### 「希望するすべての障がい者が地域で暮らせる社会の実現」

第3期計画から引き続き「希望するすべての障がい者が地域で暮らせる社会づくり」や「本人が希望する暮らしの実現」に向けて、安心して障がい者やその家族が暮らすことができるよう、障がいのある人を主体とし、その方々のニーズをふまえた支援体制やサービス基盤、就労の場や住まいの場の整備を目指し、自立支援協議会を核として地域の関係者が連携・協働する「地域づくり」を推進します。

### 2 福祉計画推進の基本方針

#### (1) 相談支援体制の充実

- ・ 地域で自立した生活を営むためには、サービス提供体制の確保とともに、適切な利用を支援する相談支援体制の構築が必要です。

このため、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターうえるデザインとの連携を強化し、ケアマネジメント等の充実を図ります。

さらに、障害福祉サービス等の利用にあたって作成される「サービス等利用計画等」については利用者ニーズに応じた計画相談支援、障がい児相談支援の提供体制の充実を図ります。

#### (2) 地域生活への移行促進

- ・ 町内には、障がい者が地域で生活することを支援する施設等がないため、当面は現在入所している施設による支援によることとしますが、障がい者等が地域で暮らせる社会の実現に向けて居住支援等の基盤整備の促進を図り、地域移行支援や地域定着支援を進めます。

また、障がい者等の高齢化や重度化、さらには「親亡き後」を見据えた中長期的な視点に立った継続した支援を進めます。

- ・ 入院中の精神障がいのある方に対し、退院のための必要な支援を行い、地域生活への移行を進めます。

#### (3) 就労支援の充実

- ・ 障がいのある人の就労支援を充実・強化するため、労働・福祉・教育等の関係機関との連携強化を図ります。
- ・ 圏域で構築してきた就労支援のネットワークを活用し、ハローワークや障がい福祉サービス事業者、特別支援学校などの関係者や企業・自治体が連携した一体的な就労支援を推進します。
- ・ 障がいのある人が地域において自立した生活を送るため、それぞれの意欲や能力（適正）に応じて働くことができるよう、就労支援事業等に関わる支援者の支援技術を向上する取り組みを推進します。
- ・ 障がいのある人の就労先を確保するため、企業等への情報提供により理解を深めるとともに、就労継続支援A型事業等への新規参入を促進します。



**(4) ライフサイクルを通じた連携した支援**

- ・ 学齢期における学校と放課後等の支援機関との連携や、乳幼児期や学齢期・学校卒業後の就労や生活支援機関との引き継ぎ等、地域の関係機関の連携によるライフサイクルを通じた支援の促進を図ります。

**(5) 障がい児（者）の在宅医療の確保**

- ・ 在宅で暮らす障がい児（者）の特性等に合わせ適切な医療が提供されるよう、地域の医療機関との連携を図ります。

**(6) 権利擁護の推進**

- ・ 権利擁護推進のため、相談支援体制や自立支援協議会における取組を強化します。
- ・ 成年後見制度の推進のため、基幹相談支援センターをはじめとする支援機関との連携を深め、体制整備や普及啓発を進めます。
- ・ 各種資料を活用し、学校や企業等を通じて障がい者に対する正しい理解を広めるための啓発活動を進めます。

**(7) 共生型事業の推進**

- ・ より身近な地域（町内及び圏域）において障がいのある人を支援する資源を確保するため、相談支援・日中活動、住まいの場、就労などあらゆる場面において、元気な高齢者やボランティアなど様々な関係者が協働し、障がい者施策と高齢者施策など他の福祉施策と連携した取組（共生型事業）の体制を構築します。
- ・ 災害時において自力での避難が困難である障がい者に対し、その特性に配慮した支援が行えるよう、平常時から町・関係団体・事業者等との連携を図り、地域住民等との共生による体制づくりを推進します。
- ・ 障がい者が集まり、各種レクリエーションを通じてリハビリを行い、更には情報の共有や仲間づくりの場を推進する観点から、リハビリ教室「なかよしクラブ」を開催し、地域での生活支援を行います。

**(8) サービス基盤の圏域連携**

- ・ 町内にはサービス事業所が1カ所あるだけなので、障がいのある人が、町内外で必要なサービスが受けられるよう、圏域及び近隣市町村や事業者と連携し、サービスの提供を行います。また、空き住宅や空き店舗など既存のストックを積極的に活用し、サービス基盤の整備を進めます。

**(9) 障がい児に対する支援**

- ・ 障がい児を対象とした施設事業は、これまでは施設系は児童福祉法、事業系は障害者自立支援法に基づき実施されてきましたが、平成24年4月の改正児童福祉法施行に伴い、児童福祉法に根拠規定が一本化されました。

改正児童福祉法では、これまで障がい種別ごとに実施されてきた支援が、入所及び通所による支援に一元化されるとともに、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援が新たに創設されました。

また、18歳以上の障がい児施設入所者については、施行後は障害者自立支援法の障がい施策で対応することとなりました。

留萌南部3市町で共同運営している「留萌市幼児療育通園センター」を核として、児童発達支援や放課後等デイサービス等のサービスの充実に努めます。

#### (10) 障がい者等に対する虐待防止

- ・ 平成24年4月に施行された障害者虐待防止法に基づき、平成24年10月より各市町村に「障がい者虐待防止センター」が設置されました。本町においても福祉厚生課内に窓口を設置し、障がい者等に対する虐待の防止や早期発見・早期対応・再発防止等のための相談支援体制を推進していきます。

#### (11) 災害に備えた地域づくりの推進

- ・ 災害時における情報の入手や自力での避難が困難である障がいのある方に対して、その特性に配慮した支援が行えるよう、平常時から関係団体、事業者等と連携を図り、地域の体制づくりに努めます。

### 3 平成29年度の成果目標

#### (1) 基本的な考え方

障がいのある人の自立を支援する観点から、「地域生活移行」や「就労支援」といった課題へ対応する計画となるよう、それらの課題について平成29年度の成果目標を設定し、必要なサービス量を見込むこととしています。

この計画の成果目標は、道の作成指針を踏まえ設定しています。

また、成果目標の設定に当たっての「地域生活」「一般就労」についての考え方は、次のとおりとしています。

##### 《地域生活とは》

障がいのある人が、障がいの程度や種別、年齢などに関わらず、希望する地域の中で自分の意志に基づき、自らの生き方を決めて、まちの人々とともに支え合いながら暮らすことと考えています。

そのため、計画においては、「地域生活への移行」を進めるに当たり地域で必要とするサービス基盤を整備するため、地域生活への移行が見込まれる利用者の数を目標値として整理することとしています。

##### 《一般就労とは》

障がいのある人の意欲や能力（適性）に応じた、フルタイム、パートタイム、常勤、非常勤、季節労働などの多様な働き方があると考えています。

そのため、計画においては、1年間に雇用契約を結んだ新規就労者（就労継続支援A型及び福祉工場の利用者を除く）在宅就労者及び自ら起業した者の数を目標値として整理することとしています。

## (2) 福祉施設の入所者の地域生活への移行目標

| 項 目               | 数 値           | 備 考                                                             |
|-------------------|---------------|-----------------------------------------------------------------|
| 入所者数              | 14人           | 平成26年3月31日の施設入所者数                                               |
| 【目標値】<br>地域生活移行者数 | 2人<br>(14.3%) | 現在の施設入所者のうち、施設入所からグループホーム等へ地域移行した者の数を国の指針に基づき、施設入所者数の12%以上で目標設定 |
| 【目標値】<br>減少見込数    | 1人<br>(7.1%)  | 平成29年度末時点で施設入所者数の減少見込数を国の指針に基づき、4%以上の減少で目標設定                    |

※ 割合は、入所者数で除した値

## (3) 福祉施設から一般就労への移行目標

### ①一般就労への移行者数

| 項 目                      | 数 値 | 備 考                                                                      |
|--------------------------|-----|--------------------------------------------------------------------------|
| 平成24年度の一般就労移行者数          | 0人  | 平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数                                             |
| 【目標値】<br>目標年度の年間一般就労移行者数 | 1人  | 平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労への移行が見込まれる者の数<br>国の指針では、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上を目標 |

### ②就労移行支援事業所の利用者数

| 項 目                           | 数 値 | 備 考                                                    |
|-------------------------------|-----|--------------------------------------------------------|
| 平成25年度の就労移行支援事業所利用者数          | 1人  | 平成25年度末の就労移行支援事業所利用者数                                  |
| 【目標値】<br>平成29年度の就労移行支援事業所利用者数 | 2人  | 平成29年度末の就労移行支援事業所利用者数を国の指針に基づき、平成25年度末利用者数の6割以上増加で目標設定 |

## (4) 地域生活支援拠点等の整備

国及び道の基本指針では、平成29年度末までに、障がいのある人の地域生活を支援する拠点等（相談、体験の機会、緊急時の短期入所、地域づくりの体制等）について、各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所の支援拠点等を整備することを目標としています。本町においては、留萌圏域の市町村と連携し、自立支援協議会等を通じて広域的な整備の検討を進めます。

## 第5 サービス量の見込みと確保のための方策

### 1 サービス量の基本的な考え方

障がい福祉サービス等の必要見込量（活動指標）は、前期障がい福祉計画の期間におけるサービス支給量や利用人員の実績を基本として、その分析結果に基づき、地域の実情やニーズを把握した上で、平成29年度までの各年度における見込量を推計し設定することとしています。

### 2 居住系サービスの必要見込量

本町には、共同生活援助事業所（グループホーム）及び障がい者支援施設はなく、利用者は町外にある施設等を利用（入居・入所）しています。

町外の各施設の協力を得ながら、引き続き、利用者本人・家族の希望や障害支援区分に応じたサービス確保に努めます。

| サービス種類          | 単位  | H26年度見込み | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-----------------|-----|----------|-------|-------|-------|
| 共同生活援助（グループホーム） | 人/月 | 10       | 10    | 10    | 11    |
| 施設入所支援          | 人/月 | 13       | 15    | 15    | 14    |

### 3 日中活動系サービスの必要見込量

本町には、障がいのある人に対する日中活動系サービス事業所はなく、利用者は町外にある施設・事業所を利用しています。

町外の各施設等の協力を得ながら、引き続き、利用者本人・家族の希望や障害支援区分に応じたサービス確保に努めます。

| サービス種類     | 単位   | H26年度見込み | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|------------|------|----------|-------|-------|-------|
| 療養介護       | 人/月  | 2        | 2     | 2     | 2     |
| 生活介護       | 人日/月 | 341      | 399   | 399   | 399   |
|            | 人/月  | 15       | 17    | 17    | 17    |
| 自立訓練（機能訓練） | 人日/月 | 0        | 0     | 0     | 0     |
|            | 人/月  | 0        | 0     | 0     | 0     |
| 自立訓練（生活訓練） | 人日/月 | 0        | 23    | 23    | 23    |
|            | 人/月  | 0        | 1     | 1     | 1     |
| 宿泊型自立訓練    | 人日/月 | 0        | 0     | 0     | 0     |
|            | 人/月  | 0        | 0     | 0     | 0     |
| 就労移行支援     | 人日/月 | 34       | 23    | 23    | 46    |
|            | 人/月  | 2        | 1     | 1     | 2     |

| サービス種類        | 単位   | H26年度見込み | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|---------------|------|----------|-------|-------|-------|
| 就労継続支援（A型）    | 人日/月 | 0        | 0     | 0     | 0     |
|               | 人/月  | 0        | 0     | 0     | 0     |
| 就労継続支援（B型）    | 人日/月 | 255      | 322   | 322   | 345   |
|               | 人/月  | 13       | 14    | 14    | 15    |
| 短期入所（福祉型、医療型） | 人日/月 | 0        | 10    | 10    | 10    |
|               | 人/月  | 0        | 1     | 1     | 1     |

## 4 訪問系サービスの必要見込量

障がいのある人に対する訪問系サービスは、町内にある居宅介護事業所1箇所と留萌市内にある居宅介護事業所を主にサービス提供しています。これまで個々の状況に応じた対応ができていますが、今後も居宅介護をはじめとしたサービスの充実に努めていく必要があります。

| サービス種類     | 単位   | H26年度見込み | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|------------|------|----------|-------|-------|-------|
| 居宅介護       | 時間/月 | 38       | 164   | 164   | 164   |
|            | 人/月  | 9        | 14    | 14    | 14    |
| 重度訪問介護     | 時間/月 | 0        | 0     | 0     | 0     |
|            | 人/月  | 0        | 0     | 0     | 0     |
| 行動援護       | 時間/月 | 4        | 4     | 4     | 4     |
|            | 人/月  | 1        | 1     | 1     | 1     |
| 重度障害者等包括支援 | 時間/月 | 0        | 0     | 0     | 0     |
|            | 人/月  | 0        | 0     | 0     | 0     |
| 同行援護       | 時間/月 | 0        | 0     | 0     | 0     |
|            | 人/月  | 0        | 0     | 0     | 0     |

## 5 相談支援の必要見込量

障がい福祉サービスを利用する際には、サービスの利用・提供の調整やサービス等利用計画作成などの相談支援を行う必要があります。

本町には相談支援事業所がありませんが、平成25年4月から業務委託している基幹相談支援センターの相談支援機能を強化し、町外の相談支援事業所の協力を得ながら、相談支援の充実に努めます。

| サービス種類 | 単位  | H26年度見込み | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|--------|-----|----------|-------|-------|-------|
| 計画相談支援 | 人/月 | 38       | 45    | 45    | 45    |
| 地域移行支援 | 人/月 |          | 0     | 0     | 0     |
| 地域定着支援 | 人/月 | 0        | 0     | 0     | 0     |

## 6 障がい児通所支援の必要見込量

障がい児通所支援は、留萌南部3市町で共同設置された留萌市幼児療育通園センターに通所しサービス提供しています。今後も支援の充実に努めます。

| サービス種類     | 単位   | H26年度見込み | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|------------|------|----------|-------|-------|-------|
| 児童発達支援     | 人日/月 | 15       | 15    | 15    | 15    |
|            | 人/月  | 2        | 2     | 2     | 2     |
| 医療型児童発達支援  | 人日/月 | 0        | 0     | 0     | 0     |
|            | 人/月  | 0        | 0     | 0     | 0     |
| 放課後等デイサービス | 人日/月 | 50       | 50    | 50    | 50    |
|            | 人/月  | 10       | 10    | 10    | 10    |
| 保育所等訪問支援   | 人日/月 | 0        | 0     | 0     | 0     |
|            | 人/月  | 0        | 0     | 0     | 0     |

## 7 障がい児相談支援の必要見込量

障がい児通所支援を利用する際には、サービスの利用・提供の調整や障がい児支援利用計画の作成、一定期間のモニタリングなどの相談支援を行う必要があります。

本町には相談支援事業所がありませんが、平成25年4月から業務委託している基幹相談支援センターの相談支援機能を強化し、町外の相談支援事業所の協力を得ながら、障がい児相談支援の充実に努めます。

| サービス種類   | 単位  | H26年度見込み | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|----------|-----|----------|-------|-------|-------|
| 障がい児相談支援 | 人/月 | 12       | 12    | 12    | 12    |

## 8 地域生活支援事業の必要見込量

### (1) 相談支援事業

相談支援の総合窓口は、これまで町福祉厚生課のみで行っていましたが、継続的な相談支援体制の強化・充実に努めることが課題となっていました。

平成25年4月に総合的な相談業務や支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターうえるデザインが開設され、留萌管内すべての市町村が業務委託しています。

今後も関係機関と連携を図り、相談支援の充実・強化に努めます。

| 事業名        | 単位  | H26年度見込み | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|------------|-----|----------|-------|-------|-------|
| 障がい者相談支援事業 | 箇所数 | 2        | 2     | 2     | 2     |
| 自立支援協議会    | 箇所数 | 1        | 1     | 1     | 1     |

### (2) 理解促進研修・啓発事業

本町ではこれまで事業実績はありませんが、障がいのある方が日常生活及び社会生活で生じる「社会的障壁」を除くため、地域住民が障がいへの理解を深められる研修や啓発事業を今後展開していく必要があります。障がい者団体や障がい福祉サービス事業所等と連携し、ニーズ把握や情報収集に努めます。

### (3) 自発的活動支援事業

本町ではこれまで事業実績はありませんが、障がいのある方やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（交流活動、災害対策、孤立見守り防犯、ボランティア活動等）に対して、活動場所や情報提供などの支援に努めます。

### (4) 成年後見制度利用促進事業

成年後見制度利用支援事業は、これまで利用実績がありませんでしたが、今後必要とする障がい者に適切に対応するため、利用ニーズ把握や啓発活動、実施体制の確保を図ります。

成年後見制度法人後見支援事業は、これまで利用実績がなく実施体制も構築されていません。今後、市民後見人の活用も含めた法人後見活動の支援にむけて、関係機関と実施体制の構築等の検討を行います。

| 事業名            | 単位  | H26年度見込み | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|----------------|-----|----------|-------|-------|-------|
| 成年後見制度利用支援事業   | 人/年 | 0        | 1     | 1     | 1     |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 人/年 | 0        | 0     | 0     | 0     |

### (5) 意思疎通支援事業

本町では、これまで手話通訳などを必要とする聴覚障がい者等への派遣利用はありませんでしたが、今後、利用を希望する者に対して確実に支援できるよう北海道及び公益社団法人北海道ろうあ連盟等の関係機関と連携を取り、広域的な支援体制の充実に努めます。

| 事業名             | 単位  | H26年度見込み | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-----------------|-----|----------|-------|-------|-------|
| 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | 人/年 | 0        | 1     | 1     | 1     |
| 手話通訳者設置人数       | 人/年 | 0        | 0     | 0     | 0     |
| 手話奉仕員養成研修登録人数   | 人/年 | 0        | 0     | 0     | 0     |

### (6) 日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある人等が、日常生活を送る上でそれぞれの状況に合う必要な用具を給付し、日常生活の便宜を図ることは必要です。本町では引き続き利用者の希望に沿った給付を行うため、予算等の確保等に努めます。

| 事業名              | 単位   | H26年度見込み | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|------------------|------|----------|-------|-------|-------|
| 介護・訓練支援用具        | 件数/年 | 0        | 0     | 0     | 0     |
| 自立生活支援用具         | 件数/年 | 0        | 1     | 1     | 1     |
| 在宅療養等支援用具        | 件数/年 | 4        | 3     | 3     | 3     |
| 情報・意思疎通支援用具      | 件数/年 | 2        | 1     | 1     | 1     |
| 排泄管理支援用具         | 件数/年 | 180      | 180   | 180   | 180   |
| 居宅生活動作補助用具（住宅改修） | 件数/年 | 0        | 0     | 0     | 0     |

### (7) 移動支援事業

移動支援事業は、屋外での移動が困難な障がい者（児）に対して、余暇活動における外出のための支援を行い、地域での自立生活や社会参加を促進します。

今後、利用ニーズが高まりつつあることから、利用者や利用時間の増加に対応できるよう事業所及び関係機関との連携を図り、利用者個々の状況に応じた支援を推進します。

| 区 分           | 単位   | H26年度見込み | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|---------------|------|----------|-------|-------|-------|
| 移動支援事業（実利用人数） | 人    | 4        | 5     | 5     | 5     |
| 移動支援事業（延利用時間） | 時間/年 | 120      | 250   | 250   | 250   |

### (8) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターは、町内に事業所がなく、また利用ニーズもないことから計画では実施を見込んでおりません。

今後、利用ニーズを把握し、利用者の増加が見込まれる場合については、事業所の開設や近隣市町との広域利用の検討を行っていきます。

| 区 分      | 単位    | H26年度見込み | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|----------|-------|----------|-------|-------|-------|
| 町内所在事業所分 | 実施箇所  | 0        | 0     | 0     | 0     |
|          | 実利用人数 | 0        | 0     | 0     | 0     |
| 町外所在事業所分 | 実施箇所  | 0        | 0     | 0     | 0     |
|          | 実利用人数 | 0        | 0     | 0     | 0     |

### (9) その他の事業

日中一時支援事業は、町内に事業所がなく、また利用ニーズもないことから利用を見込んでおりませんが、利用希望があった場合に対応できるよう、近隣市町内にある事業所と連携を図り、障がい者等の日中活動の場の提供体制の確保に努め、その家族の一時的な負担軽減を図ります。

その他社会参加促進事業については、精神障がいのある人の就労支援事業所等に交通機関で通所する際の交通費を支給することで、経済的負担の軽減と社会復帰の促進を図ります。今後も継続して事業を実施します。

| 事業名         | 単位    | H26年度見込み | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-------------|-------|----------|-------|-------|-------|
| 日中一時支援事業    | 実施箇所  | 0        | 0     | 0     | 0     |
|             | 実利用人数 | 0        | 0     | 0     | 0     |
| その他社会参加促進事業 | 件数/年  | 3        | 3     | 3     | 3     |



## 第6 計画の推進方法

### 1 PDCAサイクルの導入・実施

#### (1) PDCAサイクルの必要性

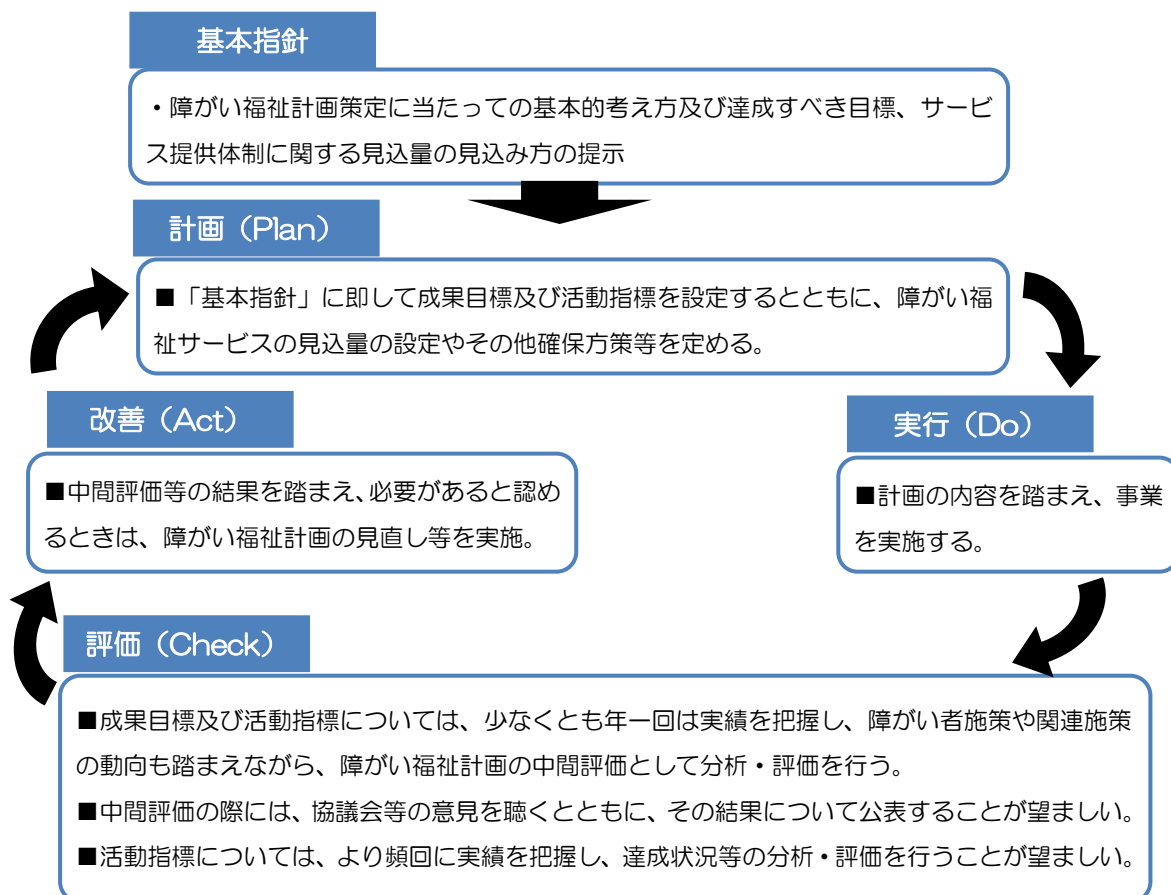
計画は障がい等のある方に必要な障がい福祉サービスや地域生活支援事業などの提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫、改善を積み重ね、着実に取り組みを進めていくことが必要になります。

平成25年4月に施行された障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

そのため、本町においても平成27年度からPDCAサイクルを導入し、本計画の進捗状況の管理と評価に努めて行きます。

#### (2) 計画におけるPDCAサイクル

国の基本指針では、計画PDCAサイクルを導入するにあたり、第二における目標を「成果目標」とし、第三における計画の作成に関する事項である障がい福祉サービスの見込量等を「活動指標」としています。その上でPDCAサイクルのプロセスは下図のとおりとします。



## 障がいのある人（児）を対象としたサービス

### 障がい福祉サービス

障害者総合支援法により、障がいのある人等が利用できるサービスです。サービス費用をみんなで支え合う制度で、利用する人は原則として1割を負担します。

自己負担上限設定や減免制度の対象になる場合がありますのでご相談ください。

**訪問系サービス**・・・在宅でサービスを受けたり、通所等で利用するサービスです。

|          |                   |                                                                                                                           |
|----------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 介護<br>給付 | 居宅介護<br>(ホームヘルプ)  | 自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や通院の介助を行います。                                                                                             |
|          | 重度訪問介護            | 重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。<br>※増毛町では今まで利用がありません。 |
|          | 同行援護              | 視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。                                                                                      |
|          | 行動援護              | 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出時の移動の支援などをします。                                                                  |
|          | 短期入所<br>(ショートステイ) | 自宅で介護を行う人が病気などの場合、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事等の介護等を行います。                                                                        |
|          | 重度障害者等<br>包括支援    | 介護の必要性が高い人に、居宅介護等の複数サービスを包括的に行います。<br>※増毛町では今まで利用がありません。                                                                  |

**日中活動系サービス**・・・入所施設等で昼間の活動を支援するサービスです。

|               |                                |                                                                                                                       |
|---------------|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 介護<br>給付      | 療養介護                           | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。                                                                 |
|               | 生活介護                           | 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴や排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。                                                            |
| 訓練<br>等<br>給付 | 自立訓練                           | 自立した日常生活や社会生活ができるよう一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。                                                                |
|               | 就労移行支援                         | 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。                                                                  |
|               | 就労継続支援<br>(A型=雇用型、<br>B型=非雇用型) | 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います。<br>雇用契約を結ぶA型と雇用契約を結ばないB型があります。<br>※増毛町内には事業所がなく、留萌市内に複数事業所あります。 |

## 居住系サービス・入所施設等住まいの場としてのサービス

|       |                 |                                                                                                                                                              |
|-------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 介護給付  | 施設入所支援          | 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。<br>※増毛町内には施設がありません。                                                                                                      |
| 訓練等給付 | 共同生活援助（グループホーム） | 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。<br>※障害者総合支援法の改正により、平成26年4月から共同生活介護（ケアホーム）はグループホームに一元化されました。<br>※増毛町内には施設がありません。 |

※ サービス提供圏域は、全道域になります。

## 相談支援

|        |                                                                                                                                                                                                                |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 計画相談支援 | ○サービス利用支援<br>障がい福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。<br>○継続サービス利用支援<br>支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整を行います。<br>※増毛町内には事業所がなく、留萌市内に複数事業所あります。     |
| 地域相談支援 | ○地域移行支援<br>障がい者支援施設等を退所する障がいのある人又は精神科病院等に入所している精神障がいのある人等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関等との調整を行います。<br>○地域定着支援<br>居宅において単身で生活している障がいのある人等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。<br>※増毛町内には事業所がありません。 |

※ サービス提供圏域は、全道域になります。

## 自立支援医療費

障がいのある人（児）が心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減（原則1割負担）する公費負担医療制度で、次の3つとなります。

なお、自己負担にはそれぞれ上限額があります。

給付できる内容については役場または医療機関にご相談下さい。

更生医療・身体に障がいのある人の自立と社会経済活動への参加を促進するため、障がいのある人に対して、更正のために必要な医療にかかる医療費を支給します。

**育成医療**・・身体に障がいのある児童の健全な育成を図るため、障がいのある児童が生活の能力を高めるために必要な医療にかかる医療費を支給します。

**精神通院医療**・・精神障がいの適正な医療の普及を図るため、精神の障がいを持つ人に対して病院等へ入院することなく行われる精神障がいの医療にかかる医療費を支給します。

## **補装具費の支給**

障がいのある人等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ長期間にわたり継続して使用される補装具の購入や修理にかかる費用を支給します。

補装具とは、義肢、装具、車いす、補聴器等です。（ベッド、便器、杖、点字器、ストマ装具などは日常生活用具の対象になります。）

所得に応じた自己負担が定められています。

## **地域生活支援事業**

障がいのある人（児）が、その有する能力や適正に応じ自立した生活を営むことができるよう、最も身近な市町村を中心として事業が実施されています。

応能負担を原則に1割の個人負担があります。（住民税非課税世帯は無料）

## **相談支援事業**

障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行います。相談は無料です。

相談窓口：役場福祉厚生課、基幹相談支援センターうえるデザイン（留萌市）

## **成年後見制度利用支援事業**

制度の利用が有用であると認められる障がいのある人が、費用の補助を受けなければ利用が困難な場合に申立費用等を助成します。

## **成年後見制度法人後見支援事業**

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するとともに、その活動を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図ります。

現在、増毛町では実施がありません。

## **意思疎通支援事業**

聴覚、言語、音声機能など意思疎通を図ることに支障のある人に、必要に応じて北海道ろうあ者連盟の手話通訳等を派遣します。

## **日常生活用具給付事業**

重度の障がいを持つ人の日常生活の便宜を図るための用具を給付又は貸与します。対象になる用具は、ベッド、便器、杖、点字器、ストマ装具などです。詳しいことは担当者に相談してください。

## **移動支援事業**

屋外での移動が困難な障がいを持つ人に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇等の社会参加のための外出に、移動の支援が必要と町長が認めた場合に行います。

ただし、通勤、営業活動の経済活動に関わるもの、通年及び長期にわたるもの、学校の通学及び社会通念上適当でないと認められるものを除きます。

個人の状況によりサービスの内容が変わりますのでご相談ください。

## **地域活動支援センター事業**

障がいを持つ人が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者が通い、創作的活動または生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進します。

現在、通所できる施設はありません。

## **理解促進研修・啓発事業**

障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発事業です。

現在、増毛町では実施ありません。

## **自発的活動支援事業**

障がいのある人に対するボランティア養成や活動支援など、障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する事業に市町村が支援します。

現在、増毛町では実施ありません。

## **手話奉仕員養成研修事業**

聴覚障がいのある人等との交流の担い手などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得する手話奉仕員を養成研修します。

現在、増毛町では実施ありません。

## **その他の事業**

①日中一時支援事業・・・障がい者等の日中活動の場を確保・提供し、障がい者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担を軽減します。

②その他社会参加促進事業・・・精神障がい者が通所施設に通所する際の交通費を給付し、経済的負担の軽減や社会参加の促進・自立を図ります。

## 児童福祉法に基づく障がい児通所支援など

平成 24 年 4 月から児童福祉法の一部改正等により、障がいのある児童に係るサービス体系が再編されました。

これにより、障がい児通所支援を利用する保護者は、町に利用申請を行い、サービス等利用計画を経て、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。

なお、障がい児入所支援を利用する場合は、管轄の児童相談所に申請します。

### 障がい児通所支援

|            |                                                                                        |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 児童発達支援     | 未就学児を対象として、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な訓練を行います。                         |
| 医療型児童発達支援  | 上記の児童発達支援に加え、必要に応じて治療を行います。<br>※増毛町では今まで利用がありません。                                      |
| 放課後等デイサービス | 就学時を対象として、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練等を継続的に行います。                                  |
| 保育所等訪問支援   | 保育所等を現在利用中の障がいのある児童などに対して、訪問により、保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を行います。<br>※増毛町では今まで利用がありません。 |

### 障がい児相談支援

|          |                                                                                                                                                                                                                              |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 障がい児相談支援 | <p>○障がい児支援利用援助<br/>障がい児通所支援の申請に係る支給決定前に、障がい児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、障がい児支援利用計画の作成を行います。</p> <p>○継続障がい児支援利用援助<br/>支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整を行います。<br/>※増毛町内には事業所がなく、留萌市内に複数事業所あります。</p> |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 増毛町障がい福祉計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条に基づき、増毛町障がい福祉計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、幅広い視点から専門的な意見を聴取する増毛町障がい福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 策定委員会は、計画の策定に関し必要な事項について調査及び検討を行い、障がい者福祉施策の総合的な取組みを効率的かつ効果的に進めるため必要となる事項等についての協議を行い計画案を策定する。

### (組織)

第3条 策定委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体
- (3) 障がい者団体
- (4) 障がい関係者事業所
- (5) その他、町長が必要と認める者

3 委員の任期は、計画の策定完了時までとする。

4 委員に欠員が生じた場合は、補充することができる。

### (運営)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

6 策定委員会は必要に応じ、各分野の有識者等から意見等を求めることができる。

### (庶務)

第5条 策定委員会の庶務は、福祉厚生課が行う。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

### 附 則（平成23年12月16日達第32号）

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

### 附 則（平成25年3月29日達第12号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

## 第4期増毛町障がい福祉計画策定委員

|      |         |                       |
|------|---------|-----------------------|
| 委員長  | 五日市 忠 二 | 増毛町身体障害者福祉協会会長        |
| 副委員長 | 海 東 定 一 | 手をつなぐ親の会代表            |
|      | 桂 弘 之   | 増毛町社会福祉協議会理事          |
|      | 水 戸 昂 温 | 増毛町民生委員児童委員協議会会長      |
|      | 横 木 初 芽 | 町内障がい者福祉サービス事業者       |
|      | 竹 谷 隆   | 基幹相談支援センターうえるデザイン代表理事 |
|      | 杉 本 要   | 増毛町教育委員会総務学校主幹        |
|      | 佐々木 香 織 | 増毛町福祉厚生課保健指導係長        |

## 増毛町障がい福祉計画策定事務局

|            |         |
|------------|---------|
| 福祉厚生課長     | 桂 本 仁   |
| 福祉厚生課長補佐   | 田 邊 康 光 |
| 福祉厚生課民生係長  | 小 田 雅   |
| 福祉厚生課民生係主事 | 林 慶 多   |



第4期増毛町障がい福祉計画・障がい者計画

[平成27年度から平成29年度]

平成27年3月策定・発行

発行・編集 北海道増毛町役場福祉厚生課  
〒077-0292 北海道増毛郡増毛町弁天町3丁目34番地  
増毛町保健センター「健康一番館」  
TEL(0164)53-3111 / FAX(0164)53-2224  
E-mail fukusi@town.mashike.hokkaido.jp  
URL <http://www.town.mashike.hokkaido.jp/>